

国の支援が届かない『課税世帯』の皆さんへ

市独自で支援します

問 コールセンター
(☎813・1217)

所得が大きく減少した皆さんに1人当たり5万円を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国は「子育て世帯」や「非課税世帯」に臨時特別給付金などの支援を行っています。

市では、これらの支援の対象にはならないものの、コロナ禍の影響を受けている人を支援するため、国の支援が届かない「課税世帯」のうち、所得が大きく減少した人を対象に市独自の支援金を給付します。

所得減少者

市独自
5万円

非課税世帯

国
10万円

(詳しくは17ページを見てください)

子育て世帯

国
10万円

(実施中)

対象者

次の全てに該当する19歳以上の人(平成15年4月1日以前に生まれた人)

- 令和4年1月1日時点で市の住民基本台帳に記録されている人
- 令和2年中の総所得金額^(※)が前年から30%以上減少し、かつ減少額が5万円以上の人
※ 総合課税に係る所得(事業所得、給与所得など)に損益通算などを適用した後の金額です。

上記に該当する人には1月28日以降に順次、申請書を発送します。給付を希望する人は申請書を確認・記入し、必ず2月28日(月)=消印有効=までに返送してください。

【対象外】

- 令和3年度に市民税均等割非課税世帯に属している人
- 令和2年中の総所得金額が655万円以上の人

申請が必要な人

寝屋川市に令和2年度及び令和3年度の税情報がない人で上記に該当する人は申請が必要です。上記コールセンターに問い合わせてください。

- 例) ● 令和2年1月2日以後に寝屋川市に転入した人
● 所得があったが非課税基準以下であったため、令和2年度又は令和3年度の申告をしていない人

給付額

1人当たり5万円

スケジュール

1月28日から

対象者に申請書などを発送

2月1日~28日

申請受付

3月

審査、交付決定 ▶ 交付決定者へ支払い

窓口

所得減少者支援事業実施本部(仮称)駅前庁舎5階<(旧)大阪電気通信大学駅前キャンパス>

※①本庁舎や各シティ・ステーションなどでは受け付けできません②新型コロナウイルス感染防止の観点から、郵送での提出に協力をお願いします。

よくある質問

質問1 令和3年に収入が急変した。対象にならないか?

国の支援策として、「家計急変世帯」に該当する可能性があります。詳しくは、17ページを見てください。

質問2 書き方が分からないので教えてほしい

申請書に同封している記入例を見るかコールセンターに問い合わせてください。

質問3 家族宛に確認書(申請書)が届いたが、2月中に本人が申請することが難しい

代理人からの申請が可能です。必要な添付書類は申請書に同封されているチラシを見てください。